

大洲市中小企業等家賃支援給付金 Q&A 【 支給対象者・要件 】

R2.8.3 Q1) どのような業種が支給対象者となりますか？

全産業（第一次～第三次産業）における市内の中小法人及び個人事業者等（農林漁業者含む）です。なお、**医療法人、農業法人、NPO法人**なども含みます。

R2.8.3 Q2) 対象要件の「市内に主たる事務所・店舗を有する」とは、具体的にはどのようなケースですか？

【個人事業主の場合】

事業主住所		店舗住所		判定
市内	市外	市内	市外	
○		○	×	対 象
○		×	○	対象外
○		○	○	対 象
	○	○	×	対 象
	○	○	○	要検討（「主たる事業地が市内であるか」や「納税地」等により判断）

【法人の場合】

法人登記簿の「本店住所地」が市内であれば対象

R2.8.3 Q3) 市内居住の個人農家ですが、実際の畑などは市外にあります。

農家の方は、一般的に、住居が主たる事務所を兼ねているため対象とします。

ただし、市外に別途事務所等を設け、そこを拠点に活動されている場合は、対象外とします（※申告書記載の住所等で判断）。



R3.4.1 Q4) 国の「持続化給付金」や「家賃支援給付金」若しくは大洲市の「中小企業等応援給付金」や「中小企業等家賃支援給付金」の支給を受けています。

制度拡充により、これらの給付を受けていても申請可能です。

R3.4.1 Q5) 令和2年11月に新規創業しました。

令和2年12月31日までに創業した方は対象とします。

大洲市中小企業等家賃支援給付金 Q&A 【 支給対象者・要件 】

R2.8.3 Q6) 他市の店舗について、同様の「家賃給付金」を受けています。

あくまで他市にある店舗に対する家賃給付と考えられますので支障ありません。大洲市内に主たる事務所又は店舗があれば対象とします。

R2.8.3 Q7) 副業に影響が出ています。

副業分が、確定申告で「事業収入」として確認できれば対象とします。



R2.8.3 Q8) 不動産経営は対象となりますか。

【個人事業主の場合】

不動産収入が、申告書上の「事業・営業等」欄に入っているものは対象としますが、「不動産」に入っているものは対象外です。



※申告書の「事業収入」欄に記載されている内容を判断基準としています。

【法人の場合】

不動産収入が、判断基準としている「売上金額」欄に含まれているため対象とします。